

西宮市参画と協働の推進に関する条例の 見直しについての提言書

令和5年7月

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会

目 次

はじめに	1
1 西宮市参画と協働の推進に関する条例についての検証結果	2
資料	2 3
見直しの必要性の有無一覧	
委員名簿	
委員会開催状況	

はじめに

西宮市は、阪神間に位置し、自然環境にも恵まれた人口約 48 万人の中核都市ですが、今後本格化する少子高齢化やコロナ禍による生活様式の変化等、様々な課題を抱えています。

このような環境の下、市民と市がそれぞれの役割を認識して協働し、様々な課題に対処するための参画と協働の基本的なルールとなる「西宮市参画と協働の推進に関する条例」の見直しを行うため、「西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会」が設置されました。

同委員会では令和 4 年 2 月から 6 回にわたり、これまでの市の取組状況や条例改正の必要の有無が議論されました。

今後、西宮市が協働により様々な課題に取り組んでいくために、本委員会はこれまでの検討結果を本書のとおり提言します。

令和 5 年 7 月

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会

会長 直田 春夫

1 西宮市参画と協働の推進に関する条例についての検証結果

(目的)

第1条 この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。

<検証結果>

条文の内容は適正であり、条文改正の必要はありません。

<委員会意見>

- ・「よりよい本市の姿」がどんな姿かというのは、「共に考え」る中で出てくることなので、条文の中に書かれていなくても構いません。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。
- (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (4) 参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。
- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

<検証結果>

条文の改正について検討が必要です。

<委員会意見>

- ・仮に自治基本条例ができれば、市民や市民等の定義は自治基本条例でなされるので、同条例に合わせることになります。
- ・「市内に住所を有する者」というのは、地方自治法の住民の定義であり国籍は不問。よって、「市民」と「市民等」には外国人が含まれます。
- ・広く捉えれば「市民等」に含まれるのかもしれません、「市の機関」に議会は含まれていないよう

なので、それでいいのかどうか。

- ・市民同士の協働を条例に載せる必要があるのかどうか。本来、市民同士の活動は自由。ただし、条例に載せると、市民同士の活動が大事であると市は認識していると宣言することになるので、載せる意味はあります。
- ・市民同士の協働を市が支援する場合、条例に記載があった方がよいです。
- ・市民同士のやり取りまで把握するとなると、市長がそこまで把握するのかという話になり、ハードルが高くなります。
- ・市民同士の協働を条例に載せるとなると、他の条文も改正が必要となります。
- ・あまり厳しく規定すると、運用が難しくなるのではないかでしょうか。
- ・「西宮スタイル」のようなものを、憲法の前文のような形で載せるとよいです。
- ・「西宮スタイル」という意味では、未来づくりパートナー事業はよい事業です。
- ・「コミュニティ」については 16 条にしか出てこないので、ここで定義せず、逐条解説で説明した方がよいです。
- ・協働の定義に、「まちづくりを推進するために」という目的を示す言葉は、なくてもよいのではないかでしょうか。

(基本原則)

第3条 本市における参画と協働は、次項から第4項までの基本原則に基づいて行うものとする。

- 2 市民は、平等に市政に参画することができる。
- 3 市民等と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行うものとする。
- 4 市民等と市は、参画と協働を推進するに当たって、それぞれが有する情報を共有するものとする。

<検証結果>

条文の内容は適正であり、条文改正の必要はありません。

<委員会意見>

- ・西宮市の制度や取組が他市と比較して遜色ないという点については、条例が施行されて 10 年以上の歴史が積み重ねられていることが大きいです。条例があることで行政が動き、行政が動くことでレガシーが多く残され、それが今の市民と行政を作っています。そのような意味で条例の持つ意味は大きく、有効な条例であると言えます。
- ・市民が知恵や労力を提供してくれることで、行政だけでは煮詰まっていた課題の解決につながるということもあります。総合計画にも参画協働が横串として入っているはずであり、行政の文化として参画協働に取り組んでいただきたいです。
- ・「宮っ子」は市民にとって身近なことを広報するのに適しています。「宮っ子」を積極的に活用してはどうでしょうか。
- ・情報の共有といった原則は基本的に押さえられています。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。

2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

<検証結果>

制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要です。

<委員会意見>

- ・シチズンシップをいかに高めていくかが重要なポイントです。
- ・市民としての責務を感じながら行政運営に関わる、あるいは目配りをしていくような市民が増えていけば、それに応じて行政側も反応していくものです。
- ・18歳からの参政権が付与されたこともあり、10代の人も市政を自らの問題と捉えていくことが今後大事になっていきます。若い人たちがそのような意識を持って市政に関わっていくことが、強力なシチズンシップの向上につながります。
- ・「市全体の利益」は、「公共の利益」のように変えた方がよいです。また、「市民等と市が考えたよりよい姿を考慮し」という意味であることが示されれば、協働をもとに考えた共通の利益を考えましょうというメッセージにもなります。
- ・部分最適と全体最適をうまく使用して、よりよい状態を作り出す知恵を出すことが協働の一番のメリットです。

(市の機関の役割)

第5条 市の機関は、市民等の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民等の参画と協働の機会を確保するよう努めるものとする。

2 市の機関は、参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備及び積極的な情報提供等必要な施策を実施するものとする。

<取組状況等>

- ・市は、条例に基づき、市民等による市政への参画や市民等との協働の機会確保に取り組んでいます。
- ・市は、参画と協働を推進する担当部署（市民協働推進課）を設置し、意見提出手続や協働事業提案手続などの各種制度を整備しています。また、例年、参画と協働をテーマにした市民向けの講演会や市職員対象の研修会を開催しています。
- ・参画と協働の各取組については、市ホームページ等を通じて、事前周知や取組状況、実施結果の報告等が行われています。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<委員会意見>

- ・ホームページは公平や公正の点では有効ですが、問題解決や手続き等に関する情報の取得という目的を持ってホームページにアクセスする人が多いので、目的以外の情報がランダムに並んでいたとしても、その情報にはたどり着きにくいです。そのような意味で、ホームページがすべてを解決するという考え方は、市民の姿を見えなくさせる、あるいは市の活動を見えなくしてしまいます。高齢者への対応や、パソコンを含む機器・機材の問題もあるため、ホームページに過度な期待を置くのはどうでしょうか。
- ・ホームページは受動的であり、発信力という点では弱いことから、LINE 等を利用して情報を発信する自治体もあります。市民が受け入れやすい発信ツールが必要です。
- ・参画協働に関する研修を実施していることは評価できますが、個に対するアプローチにとどまっていて、その結果を水平展開できていないのではないかでしょうか。研修の受講者が人事異動等で職場からいなくなることも想定されるため、個へのアプローチだけでは、市役所の風土や文化に参画協働がいつまで経っても定着しないと思われます。参画協働の研修を実施する際は、各部又は各課から必ず参加してもらい、研修後は所属に戻って水平展開を行うなど、市役所という組織が仕組みとして行うことで広がっていくと考えられます。職員研修の水平展開に当たっては、貴重な研修機会を可能な限りみんなで共有できる仕掛けが必要で、工夫次第で様々な可能性があります。そこに知恵を絞るのが行政の組織運営の面白さです。
- ・「市政を運営するために」という文言は、様々な業務に優先順位をつけるためにあってもよいです。

(意見提出手続)

第6条 市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続（以下「意見提出手続」という。）を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定及び変更
 - (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更
 - (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
 - (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃
 - (5) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、作成しようとする案（同項第6号に掲げる事項についての案を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。
- (1) 軽微なものであるとき。
 - (2) 緊急に作成しなければならないものであるとき。
 - (3) 法令等の規定による基準に従って作成するものであるとき。
 - (4) 市の機関の内部の事務処理等に関するものであるとき。
 - (5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの又は補助金その他の金銭の給付に関するものであるとき。
- 3 意見の提出のための期間は、公表の日から30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、期間を短縮することができる。
- 4 前項ただし書の規定により期間を短縮しようとするときは、あらかじめその理由を公表しなければならない。
- 5 市の機関は、提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表するものとする。
- 6 市の機関は、提出された意見を考慮し、案を作成するものとする。

＜取組状況等＞

- ・市の機関が第6条第1項各号に掲げる事項についての案を作成する際に、規定に基づき意見提出手続が実施されています。
- ・条例に基づく取組（募集期間30日以上、市の考え方の公表）に加え、意見提出につなげるための各種取組（分かりやすい資料づくり、概要版の作成、意見提出方法の拡充など）が行われています。
- ・前年度に実施された案件について当委員会が評価・検証を行い、その結果を庁内向けの「意見提出手続運用マニュアル」に反映することで、効果的な運用に向けた仕組みが構築されていますが、形式的な実施にとどまっている案件も一部見受けられます。
- ・市民対象のアンケート結果によると、「意見提出手続の名前も聞いたことがない」が54.5%となっており、制度の認知度は低いです。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<委員会意見>

- ・パブリックコメントの仕組みは他市と比較して遜色ないものになっています。
- ・パブリックコメント業務に対する職員の意識を高めるためのもう少し掘り下げる運営の仕方が必要です。
- ・身近な問題や利害関係者が多い案件では提出される意見が多く、利害関係者が明確でない案件については意見が少ないという現状はなかなか変えづらいと考えられます。
- ・市民が市に対して利害関係が絡んだ要求や課題提示ばかりを行うというのではなく、また、市もパブリックコメントさえ実施しておけばいいと考えるのではなく、市民参画を通じて双方から創造的な展開が生まれてくることも必要です。
- ・参画は、市民から発信されたものを市が受けるという一方通行のものではなく、市側も当事者として取り組んでいくべきものです。市の政策に市民の意見が反映されることで、市民側からより活発な意見が出てくるようになり、それが市職員のやる気につながるという状況を、市職員と市民でいかに構築していくかが大事です。

(説明会等)

第7条 市の機関は、前条第1項各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、説明会、意見交換会等（以下「説明会等」という。）を設けるよう努めるものとする。

2 市の機関は、前項の規定により説明会等を設けたときは、その結果を公表するものとする。

<取組状況等>

- ・市の機関が第6条第1項各号に掲げる事項についての案を作成する際は、説明会や意見交換会など、直接市民の意見を聞く機会や意見交換の場を設けるように努めることとされています。
- ・平成28年度から令和2年度の実績では、附属機関での審議、アンケート、意見交換会、説明会等が実施されており、それらが実施された案件は全体の6割程度となっています。
- ・説明会等の実施状況は、第2項の規定に基づき、主に計画等に記載されています。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<委員会意見>

- ・市政への参加方法として、「意見を述べる」という行為は市民にとってハードルが高く、まずは行政の取組を知ってもらう必要があります。また、説明会に参加するだけでも十分な参画であり、それをきっかけにパブリックコメントでの意見につながるというのが大事です。
- ・市民と職員がざっくばらんに話をする機会（懇話会など）を設けるなど、市民と職員の敷居を下げる

努力が必要です。市民と行政とのコミュニケーションの中から、新たなものやこれまでになかったものが見えてくることが行政側のやりがいとなり、市民にとっては意見交換したことが形になっていくことを実感・体験する、という流れになればよいです。

- ・第5次西宮市総合計画の策定時に、地域課題や将来像について市民と市職員が意見交換を行うワークショップがありました。市民と市職員が地域課題について話し合い、課題を見つけて次のステップにつなげるという手法がとてもよかったです。ワークショップへの参加体験を通じてお互いの考えがよくわかり良い関係が生まれてきます。また、ワークショップで出た意見等も含めた開催結果が公表されることで、参加者やその情報を見た市民に興味や関心が生まれ、参画と協働のさらなる啓発が期待できます。
- ・市民と市職員との交流の場の裏側に「ワクワク感」や「楽しさ」があれば、様々な意見の交流や発信が生まれてくるのではないかでしょうか。そのことが市職員にとって負荷でしかないのか、あるいは新しい仕事が目の前で生まれる楽しさというものを体験できるのか、その仕分けが大事です。また、市民にとっても、堅い言葉で発信されるよりも、「一緒にやってみませんか」という呼びかけの方が、楽しいことにチャレンジしてみようという感情的な搖さぶりやワクワク感が出てきます。
- ・小さな自治体のように、職員と市民が一体であると実感できるような規模感もあると思いますが、西宮市のような規模になるとそれが実感できず、何か言うと怒られるのではないか、要望されるのではないかというように、市民を怖い対象としてバリケードを張ってしまうところがあります。そのような中では「聴く」ということが重要になります。市民も市職員も対等であり、お互いが西宮市を良くしていこうと頑張っている人と捉え、もっとコミュニケーションを取った方がよいです。

(政策提案手続)

- 第8条 市民は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項（以下「対象事項」という。）について、市民10人以上の連署をもって、その代表者（以下「提案代表者」という。）から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 2 市の機関は、前項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。
 - 3 提案が対象事項に該当する場合において、提案代表者からの求めがあるときは、市の機関は、提案者と意見を交換する場を設けることができる。この場合において、意見交換は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会（以下「委員会」という。）の立会いの下で行わなければならない。
 - 4 市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。
 - 5 市の機関は、第2項又は前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。
 - 6 提案代表者は、第2項又は第4項の決定に不服があるときは、市の機関に対して再議を申し立てることができる。

(政策公募手続)

第9条 市の機関は、政策の立案、実施等について、市民等に提案を募集すること（以下「政策公募手続」という。）ができる。

2 市の機関は、前項の規定に基づき提案を募集したときは、その提案の内容及び市の機関の検討の結果を公表するものとする。

＜取組状況等＞

- ・政策提案手続では、過去に2件の提案があり、そのうち1件が採択されています。
- ・政策公募手続については、過去に実施された事例はありません。
- ・先進的な制度であり、全国的に見ても類似制度を導入している事例は少ないです。
- ・市職員アンケートによると、半数以上の市職員が「制度があることを知らなかった」と回答しています。
- ・類似制度を導入している他自治体においても、提案実績はわずかとなっています（政策公募手続はいずれの自治体においても実績なし）。

＜検証結果＞

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

＜委員会意見＞

- ・条例が制定された当時にこのような制度ができたことは高く評価できます。制度の仕組みや文言としては問題なく、条文をなくすことは考えられませんが、実態としてはあまり機能していません。この条文をいかにして活用していくかが重要です。
- ・市民10人以上の連署が必要という要件については、個人的な思い付きのようなアイデアも非常に大事ですが、政策となると一定の賛同者が必要というところから規定されたものと考えられます。条例の制定・改廃にかかる直接請求（有権者の50分の1以上の署名が必要）と比べればハードルは低く、日本人に限らず住所を有する人が対象となるという意味でも利用しやすい制度と言えます。
- ・どのような内容を提案すればいいかイメージしづらいので、過去に採択された案件について、提案内容や議論の内容に加え、最終的にどのような形で採択されたかという一連の流れをまとめた報告書があれば提案を検討する際の参考になり、実際の提案につながっていくと考えられます。また、その前提として、シチズンシップの高揚や生涯学習の裏付けから、結果的に政策提案の実績が生まれてくるというように捉えておく必要があります。
- ・市職員の認知度も低いことから、まずは広げていくことが大事です。敷居が高いと感じられるかもしれません、例えば、協働事業提案手続では、市からテーマを出す方法と市民が自由に提案する方法の両方が設けられています。政策提案手続の場合、行政が実施する政策を提言することになりますが、それを協働という形に置き換えれば協働事業提案制度そのものであると捉え、市の協働事業提案制度とうまくリンクさせることができれば、面白いものができるかもしれません。協働事業の中にも、政策的な視点で取り組んでいる団体があると思うので、その部分をうまく育てていくための工夫が必要です。

- ・政策という形に仕上げるためには、専門的な知識や様々なノウハウ、情報等が必要であることから、それを支援する中間支援団体があることが望ましいです。NPOセンターや市民活動支援センターといった組織がサポートすることで、提案内容の充実が図られます。また、生涯学習において、模擬的に政策提言を作つてみる講座があると面白いです。
- ・政策提案や政策公募の手続は、市民参加のカテゴリーでは最終段階にあるものと言えます。市民にとって関心や有する技能が様々である中、単に市民に情報を公開し、あとは市民から反応があるのを待つというだけでなく、政策提案手続を必要な参画の段階と位置付けるのであれば、10人以上の連署を要件としている点を踏まえ、それに対応した市民像や提案しやすい方法、行政として組織力を持った市民への対応の仕方についての検討が必要です。例えば、市民の声の中から汲み取られた意見をもとに市民が議論し、その結果が政策提案として形になるという見込みがあれば、市としてそれに対するフォローアップや伴走の仕方を考えるなど、制度を充実させていくような動きも必要ではないでしょうか。色々な関心や関わりがある市民に対して、それぞれに応じた力点の置き方を考えていく必要があります。

(実施方法等)

第10条 市の機関は、意見提出手続、説明会等及び政策公募手続を実施するに当たっては、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 市民等からより多くの意見及び提案が得られるよう、あらかじめ対象となる事項、実施する手法、日時等を公表すること。
 - (2) 市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう、その実施時期及び実施方法に留意すること。
- 2 市の機関は、第6条から前条までの規定による手続等により得られた市民等の意見及び提案を考慮して、案の作成及び政策の立案、実施等を行うよう努めるものとする。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<取組状況等>

- ・意見提出手続及び説明会等については、対象事項、実施手法、日時等の情報が市政ニュースや市のホームページ等であらかじめ公表されています。
- ・「意見提出手続運用マニュアル」において、提出された意見等を十分に検討できる期間の確保や、計画等への意見の反映が呼びかけられています。

(附属機関等)

- 第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関（以下「附属機関等」という。）の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。
- (1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
 - (2) 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。
- 3 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合
 - (2) 会議の内容が個人情報にかかるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

<取組状況等>

- ・多様な意見の反映や透明性の高い運営を図ることを目的に、市が設置する附属機関等において、公募委員の選任や会議の公開、会議録の公表等の取組が行われています。
(選任・公開・公表しないことに合理的な理由がある場合を除きます)
- ・市ホームページにおいて、附属機関等の開催時期及び公募委員の募集時期等の一覧が年度当初に公表されているほか、機関ごとに個別ページが作成され、設置概要、委員名簿、開催の事前告知、開催結果等が掲載されています。
- ・各機関の開催状況、委員数及び条例に基づく取組の実施状況等について、年1回調査が実施されており、調査結果は参画と協働の取組状況をまとめた報告書に掲載・公表されています。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<委員会意見>

①全体

- ・附属機関については条例第11条に丁寧に規定されていて、それぞれの取組が適切に実現できているかが重要です。条例を適切に運用することで、附属機関の有効活用が期待できます。
- ・現在設置されている附属機関には、議論が広範にわたる機関と、専門性が高く公正性が求められる

機関があるため、それぞれの扱いを多少整理してはどうでしょうか。条例の改正よりも、むしろその運用を丁寧に進めていくことが重要であり、そのことが市民ニーズに応えていくことになります。

②第1項関係（幅広い分野からの適切な人材の選任、公募委員の選任）

- ・委員の年齢構成や公募制導入等のデータを見ると、適切に運用されていない部分が見受けられます。
- ・委員の年齢構成に関して、設置機関によってある程度対象年齢を絞る（子育て関係の審議会の場合、20～30歳代の年齢層を中心とする）枠組みがあってもいいのではないかでしょうか。
- ・若い世代の参加を促すには、会議等を夜間や土日に開催するなどの工夫が考えられます。
- ・公募制を導入していない理由の「高度な専門性」の中にも色々とレベルがあると思われます。市民が裁判員として裁判に参加している現状を踏まえ、もう少し整理する必要があります。
- ・審議会委員向けの事前の研修機会も必要と思われます。

③第3項（会議の公開）・第4項関係（会議の開催日時・場所の事前公表）

- ・割合の高低について一概に評価することはできませんが、会議を公開している機関や会議録を公表している機関の割合が3分の2程度にとどまっています。
- ・会議が公開されなければ市民はその場に参加することができず、また、開催情報を事前に公表しないなければ、参加のしようがありません。他市事例にあるように、附属機関の開催予定が一覧として取りまとめられたポータルサイトのようなものがあれば便利です。
- ・会議をYouTubeで視聴できるようにするなど、一部の附属機関が大きなうねりを作っていくことが期待されます。

④第5項関係（会議録の作成・公表）

- ・会議資料と議事録を公開するのは当然のことです。国の審議会では会議資料がほぼ公開されています。質の高い資料もあり、議事録の公開も早いです。市も公開を進めていくべきです。
- ・会議録だけではなく、「会議資料の公表に努める」という文言も加えてほしいです。
- ・情報発信は重要ですが、その一方で情報過多により必要な情報が埋もれてしまうこともあります。情報公開が必要なのは、私たちが何かを判断をするときに、判断するための材料の有無が重要なからです。あらゆることについて市民が判断することは難しく、そのため市役所や議会、附属機関があるというところから考えると、判断するための情報には色々な重みづけがあってもいいと思われます。ただし、それ以外のものは隠してもいいということではありません。情報公開のもう一つの作用として、アーカイブとしての情報公開という側面があります。それらすべてを情報公開として一括りにするのではなく、附属機関ごとにより良い情報公開、情報発信の形を考える必要があります。

(その他の措置)

第12条 第6条から前条までの規定に定めるもののほか、市の機関は、案の作成又は政策の立案、実施等に際して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<委員会意見>

- ・声を出しにくい方やマイノリティの方の声をいかに聴くかということが非常に重要であり、大事な条文であると言えます。
- ・参画全体では条文を改正するような議論ではなく、いかに適切に運用していくかが重要ということになります。代議制や直接請求等で補償しきれない部分を「市民参画」という形で汲み取ることが、効果的な行政運営につながります。

(住民投票)

第13条 市長は、市政に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるとときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を別に条例で定めるものとする。

- (1) 住民投票に付すべき事項
- (2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件
- (3) 住民投票の結果の取扱い

<取組状況等>

- ・条例に基づく住民投票は、要件が満たされれば実施する「常設型」ではなく、案件ごとに住民投票条例を策定し、住民投票を実施するか否かの判断を市議会に仰ぐ「個別設置型」とされています。
- ・過去に住民投票が実施された事例はなく、全国的に見ても、市町村合併を除き、住民投票が実施された事例は少ないです。

<検証結果>

条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はありません。

<委員会意見>

- ・個別設置型の住民投票は、第13条の規定の有無にかかわらず実施できることから、確認の意味で規定しているものと考えられます。住民投票には法的拘束力がなく、住民投票の結果を議会や市長が受け入れなかった場合、政治的には問題があったとしても、法的な問題は生じません。その良し悪しに

については、過去に議論になっていたかもしれません。

- ・常設型の住民投票は、市民が条例制定を要望するか、市長が作ろうとするかのいずれかをきっかけに、設置に関する議論が開始されるべきもので、設置に当たっては、市の最上位に位置付けられる自治基本条例に定めるべきものと考えられます。
- ・代議制や直接請求権など、住民の意見を反映させる機会は一定保障されています。一方、多数決の形を取る住民投票では、マイノリティの人々の意見を取り入れることが難しいことから、住民投票を住民の意見表明の一つの手段と考えたときに、マイノリティの意見を反映する仕組みについても参画協働では考えておく必要があります。

(協働の推進)

第14条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。

2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

<取組状況等>

- ・コロナ禍前の令和元年度には140の協働事業が実施されていましたが、令和2～3年度はコロナの影響により100前後の実施にとどまっています。
- ・主な協働の相手方は、地域団体、NPO等の非営利団体、各種協議会であり、学校や企業との協働は少ないです。
- ・協働の形態としては、「委託」が最も多く、次に「共催」、「補助・助成」の順となっています。
- ・協働を円滑に進めるために必要な措置として、市民向けの講演会等と市職員向けの研修を毎年実施し、参画と協働に対する意識の醸成に取り組んでいます。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<委員会意見>

- ・市は協働を通じて何を実現しようとしているのか、どのような役割を果たそうとしているのかなど、市の協働に関する方針をもう少し明確にすべきです。協働に取り組んだ部署を対象に実施されたアンケート結果では、市の役割として「広報」「場所の確保」「費用負担」の回答割合が高くなっていますが、市民主体の活動をサポートするのが市の役割という位置づけになっていると思われますが、市民と市職員の相互のエンパワメントという点からすると、もう少し違う役割が市側にあっていいのではないかでしょうか。
- ・「協働の取組状況アンケート結果」の「協働して課題に感じたことは何ですか」の設問に対する回答について、61.1%が「特になし」を選択していますが、そもそも市職員が協働に対して課題意識を持っているのか、協働の手法や取り組み方自体を理解しているのかがアンケート結果からは読み取れません。関心の低さから課題がないと回答している可能性や、協働の本質や重要性に対する認識が十

分に行き渡っていないということも考えられます。協働は本来業務とは別に取り組むものではなく、市職員にとっての本来業務であり、また、行政目的を達成するうえで有力な選択肢になりうるということを、研修等を通じて市職員に意識づけする必要があります。

- ・協働は市民と市職員の相互のエンパワメントであり、それがなければ本当の意味でのまちづくりは実現できません。協働は全ての職員に関わるもので、面白い取組であるという認識を全体化する必要があります。協働事業で得られる喜びや面白さを広げていくような取組をこれまで以上に行うべきです。
- ・市民等（地域・大学）と市との協働において、そこに関わる市職員によって活動の質が大きく変わることがあります。地域とのネットワークを持つ職員、窓口業務を担当している職員など、同じ市職員でも地域との関わりには濃淡があります。研修を通じて一般的な知識を得るということも必要ですが、協働をさらに進めるためには、スペシャリストを育てていくという姿勢も必要です。今後、地域課題の解決に向けて市民や地域と一緒に取り組んでいく必要性がますます高まっていくことを考えると、市民等との対話において有用なファシリテーションスキルを備えた職員を育成していく必要があります。
- ・地域団体やNPOだけでなく、大学や高校との協働に向けた検討が必要です。文部科学省が「大学と地域との連携」を求めていることもあり、連携先を探している大学は多くあります。大学だけではうまく連携できないことも想定されるため、大学と市の双方の働きかけにより、地域、大学、市の三者がwin-winの関係となるような仕組みが構築できればよいです。高校も重要な経営資源の一つと考えられます。公共意識の醸成の観点からも、高校との協働の可能性を探ってみる必要があります。

（協働事業提案手続）

- 第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。
- 2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。
- 3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

＜取組状況等＞

- ・団体から、市と協働して実施する事業、又は、市から資金的なサポートを受けて実施する事業を募集し、協働事業提案審査会での審査を経て事業が実施されています。提案できる団体は、市内に事務所又は活動場所を有する非営利活動団体（NPO等団体、ボランティア団体、地域活動団体など）です。
- ・募集区分は、団体と市が協働して事業を実施する「自由提案型」と「テーマ設定型」、市が団体の活動を資金面からサポートする「地域力向上型」と「コロナ課題解決型」の4区分です。
- ・提案事業の実施に直接要する経費について、30万円（地域力向上型は10万円）を上限に、対象経費の80%（テーマ設定型は50～100%）を市が助成します。助成期間は最長で3年です。
- ・過去5年間で応募件数が募集件数を上回ったのは、令和2年度の自由提案型・テーマ設定型のみで

す。地域力向上型については、平成30年度に新設して以来、応募件数が募集件数を上回ったことがありません。

- ・「自由提案型」については、事業を提案する団体側と提案を受ける市側で課題に対する認識や目的のズレがありマッチングが成立しづらい、市の積極的な関わりが得られにくいという課題があります。
- ・「テーマ設定型」について、市が市民等との協働を重視するテーマが複数明示されることで、提案事業数の増加とマッチング率の向上が期待できますが、府内からのテーマの応募数が少なく、令和4年度については0件となっています。
- ・「参画と協働のまちづくり取組状況報告書（以下、「取組状況報告書」という。）」と市のホームページにおいて、各事業の実施報告が掲載・公表されています。
- ・助成対象経費の見直し（参加費収入、人件費等）、事前打合せや審査会出席に係る負担軽減、地域力向上型の対象団体の拡大（NPO）など、いくつかの改善ポイントが考えられます。

＜検証結果＞

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

＜委員会意見＞

- ・市との協働により効果的な事業実施につながることや、市が関わることでNPOと地域との相互理解が得られるという点からも有意義な制度と言えます。市で制度の改善に向けた検討が行われており、それらの多くが納得できる内容となっています。
- ・未来づくりパートナー事業の新しい枠組についての検討や、実施した結果を踏まえてフィードバックできるような仕組みがあるとよいです。府内からのテーマ設定型のテーマの応募数が少ないのは、市職員が忙しいことも原因の一つと考えられますが、そのような仕組みを作り、市民と一緒に取り組んでいく雰囲気を作ることが重要となります。なお、テーマの応募が少ないという点について、近隣の自治体では多くのテーマを設定しているところもあります。
- ・西宮市の協働事業提案制度は、補助制度と協働制度の線引きが曖昧になっているため整理が必要です。補助とは、市民活動団体やNPO、事業者等の民間組織による公益的活動を行政が資金・人・場所等の様々な面から支援を行うものであり、あくまで事業の実施主体は民間組織です。一方、協働は、市と民間組織の双方が責任を持って一緒に取り組むことで、より良い成果をあげることがそもそもの趣旨です。豊中市では、補助と協働の両方の制度があり、最初の数年は補助制度を活用し、団体の活動がレベルアップして初めて協働に持ち込むという流れになっています。補助制度がなく、いきなり協働事業となると敷居が高いように思われます。
- ・応募できる対象が非営利団体に限定されていますが、大学や高校、企業にも対象を広げることで、制度が広がっていくと考えられます。将来を考え、若い人にも入ってもらえるような工夫があればよいです。
- ・募集時期を早めて最初にプレゼンテーションをしてもらい、その内容が適していると判断された後に正式な企画書を出してもらうなど、段階的に選考するという方法も考えられます。苦心して書類を仕上げることでやりたいことが明確になり、結果的に質の高い事業が展開できるようになります。また、地域においては、制度の周知不足に加え、書類の作成に負担を感じている団体が多いと思われます。市民交流センターのサポートがあれば提案しやすいと考えられます。

- ・提案件数が少ないことをどのように評価するのか。制度が知られていないのか、制度が必要とされていないのか、制度が不要なくらい自立しているのか、というように様々な理由があると思われます。必ずしも提案件数が少ないことが駄目というわけではなく、近隣市でも協働事業の申込が少ないというのが実情です。その要因を探るのに市職員では難しいということであれば、アドバイザーのような中間的な立ち位置の人や大学の教員を通じて把握するという方法も考えられます。
- ・協働事業で実施した内容や役割分担、成果をPRするなど、潜在的に協働事業に参加したい団体やポテンシャルのある団体等が一步踏み出せるような広報が必要です。また、成果を水平展開していく手法についても検討すべきです。成果報告会は効果的であり、色々な事業が組み合わさることで、面白いものが生まれることもあります。
- ・協働事業提案手続に対する市職員及び市民の意識を高めていく必要があります。市職員と市民が課題に向き合い対話することで、具体的なアイデアが生まれてくるという意味で、早期に事業募集を行うのも方法の一つです。
- ・市民同士の協働には不正が生まれる余地があります。プロセスが見える仕組みがほしいです。

(コミュニティ活動の推進)

第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。

2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

<取組状況等>

- ・自治会加入率は、阪神・淡路大震災直後（1996年）に87.5%まで上昇しました。その後、1998年の88.1%をピークに下降を続け、2006年に74.4%まで下降するも、東日本大震災（2011年）後に78.9%まで回復しました。その後は再び下降し、2021年時点で69.6%となっています。
- ・各地域団体では担い手不足や役員等の高齢化が年々深刻さを増しており、そのことが活動に係る負担感の増加につながるなど、コミュニティ活動に関わる人の減少により、様々な弊害が生じています。各地域団体やNPO等団体に対して、市の関係課による支援がそれぞれ行われていますが、関係課間の連携は十分ではなく、効果的な支援が行われているとは言い難いです。また、市から自治会等への依頼事項が多く、そのことが活動に係る負担につながっていると考えられます。
- ・市民意識調査の結果から、活動への自発的な参加はそれほど多くないと考えられます。
一方、活動に参加しない理由として「仕事、家事、育児等で忙しく時間がないから」（42.9%）の次に多かったのが、「どのような活動があるか分からないから」（39.5%）であり、ICTの効果的な活用や地域で取り組まれている活動の周知を図るなど、「多様な関わり方」や「関わりやすさ」に対するアプローチを通じた、コミュニティ活動に対する自発的な参加者を増やすための施策について検討の余地があります。
- ・他の自治体においては、市民による自主的かつ自発的な活動の支援・促進について、市民公益活動促進条例を制定もしくは自治基本条例又は協働条例に規定している例が多く見受けられますが、西宮

市においてはいずれも行われていません。一方、市が令和元年10月に策定した「西宮市行政経営改革基本方針」では、「地域の課題解決に向けた市民等の自主的な活動を支援する」ことが取組方針の一つに掲げられています。また、現行条例のベースとなった「『市民参画と協働の推進に関する条例』の制定に向けた提言」（平成19年11月）において、「協働」には、「市民と市の協働」と、市民や事業者などが一緒になって行う「市民同士の協働」があり、「市民同士の協働」についても、「市民が自主的に行う市民活動が活発になるよう、市の機関がそのための基盤を整備するなど、様々な支援を行うことが望まれる」と述べられています。条例制定時には「市民と市の協働」のみが規定され、「市民同士の協働」は規定されませんでしたが、自主的・自立的に活動できる市民や団体の裾野を広げていくこと、市民が市民活動を支える社会環境が醸成されること、市がそのための環境や基盤を整備することが、人口減少社会に対応した持続可能な魅力あるまちづくりにつながると考えられることから、今後は従来の「市民と市との協働」に加えて、「市民同士の協働」や「市民による自主的な活動の推進」の観点からの施策の展開・整理が必要と考えられます。

- ・新たな支援施策として、市民公益活動の支援・促進を目的とした基金の新設、各団体が自由に情報発信できる地域SNSの導入、まちづくりに詳しいアドバイザーの設置等が考えられます。

＜検証結果＞

制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要です。

＜委員会意見＞

- ・PTAをアウトソーシングするという話もあるように、最近はお金で済ませようと考える人も増えています。そのような人たちにとって、コミュニティがあれば良くなるというのは次のステップであり、コミュニティがないと何が困るかが分からず、参加しなくてもいいと感じるのではないか。その部分を考慮せず、今まで行ってきたことの延長線で続けていくということでは活動の必要性が伝わりません。当たり前になってしまっているが故に気づいていない、地域からの恩恵がなくなるとどうなるかということを訴えかけていかなければ、コミュニティに対する思いはどんどん薄れていきます。
- ・自治会については、自治会が何かサービスを提供してくれるというわけではなく、隣近所とゆるやかにつながっている場があるということに大きな意味があります。会費は、役所に納める税金ではなく、助け合いの活動を進めるためのものです。地域でしかできることは探せば色々とあり、子供の見守りなど、実は地域で支えられている面は大きいです。
- ・地域の目標、理念、価値を共有するための共同作業やイベント、記憶に残るようなものなど、自分の地域の特徴をあらわすものの存在や、その地域にいるという感覚が持てる何か（「○○っ子」など）がコミュニティでは重要です。また、一つのテーマやポリシーで全ての地域の連携を考えるのが難しい場合は、それぞれの地域性や地域資源を活用するような取組や仕組みが必要です。その中では、文化や考え方の違う者同士を積極的につなげていく仲介者の存在が重要になります。
- ・コミュニティ活動の活性化は、行政だけではなく市民側の課題でもあります。市民生活にとって、災害時の助け合い、子供や高齢者の見守りなど、コミュニティが活性化しないと困る場面もあります。それらのことを、「税金を払うから行政が全部してください」とするのか、もしくは「自分たちですべきだ」と考えるのか。この件については、答えがどこかにあり、そこにたどり着けば解決する

というものではありません。コミュニティが活性化するための議論をいかにして市民の中に広げていけるかということが今後の課題です。

- ・担い手の確保について、昔からの地縁組織で続いてきた方法が限界に近づいてきている中、今後は新しい形でやろうという気運や次の展開が生まれてきています。活性化している地域は若い人が自発的に参加しているところが多いです。今後はコミュニティの形が変わり、テーマ型の NPO や地域団体が活発に活動し、多様で多彩な動きが重なり合うことで自治会の加入率低下を補強する、自治会とは違った形で地域を支えていくような展開もあります。一方で、市の各セクションでは、担い手不足について同じような議論が行われています。市民一人一人の行動変容を生み出すためには、行政サイドでの相互作用も必要になってきています。
- ・社会福祉協議会では、地域福祉の分野で以前より市民同士の協働の推進に取り組んでおり、ボランティアセンターや生活支援コーディネーターなど重なる部分が多いです。市の支援については、全体的に満遍なく行うのではなく、全体像を把握したうえで、それぞれの課題に応じた支援方法を戦略的かつ分析的に考えていく必要があります。例えば、活動していても輪が広がらない、ネットワークが作れないというような人たちに対する支援も必要であろうし、何かやりたいがどこに行けばいいかわからない人への支援として、地域 SNS のようなものも必要です。
- ・市民活動の更なる支援として新たな取組が市で検討されています。それらはぜひ実現してもらいたいところですが、そもそも市がどのようなスタンスで住民自治に対する支援に取り組んでいくのかを大きな方針の中で考えていくことが重要であり、単発ではなく市全体のあり方を変えるという意識で取り組む必要があります。
- ・隣同士の見守りや、子供が虐待されている声を聞いて、然るべきところにつなぐという役割は地域住民にしかできないことです。それらの全てを市民だけでやっていけるのが理想ですが、価値観や問題が多様化している中、土台の部分やきっかけの部分には行政的な支援が必要な時代になっています。現在、地域担当職員が果たす役割は重要であると各地で言われていますが、実際にどのような仕組みで動かせばいいかというのは難しいところもあります。地域担当職員制度については様々な研究がされているので、それらを参考にしてもらいたいです。
- ・市は全ての協働に関わっていくというよりも、市民同士の協働が自然に進むような環境条件の整備に取り組むべきです。そのためには市民同士が意見交換や交流を行うプラットフォームが必要となります。多様な団体が上下関係なく、団体に属さない市民を含めてフラットな立場で集まることで、それぞれの取組や課題の共有が図られることに加えて、その中からコミュニティのあるべき姿についての議論や新しい動きが生まれてくることも期待できます。
- ・市民同士がお互いにどのようなことをしているかわからないということもあります。それぞれの取組を行政が管理しているわけではなく、社会福祉協議会や西宮コミュニティ協会が把握しているわけでもありません。それぞれが縦割り的に有している情報を整理するための解決策として、地域 SNS のようなプラットフォーム的なものがあれば、大きな効果が見込まれます。それに加えて、みんなが集まり顔を合わせて話をする場を設定することで、画面上だけのやりとりよりも幅広い情報交換や交流が可能となります。
- ・「快適な暮らしの実現」は矮小化された課題であり、時代に合っていません。「快適な暮らしの実現のために」という文言には違和感があり、「一人一人の生き方を最大限に發揮できるような形で、相互に敬意を持って尊重し合える共生社会を作っていく」という趣旨を盛り込んだ表現にすべきです。

- ・「快適」の解釈も人によって色々で、個人とコミュニティとの折り合いが必要です。また、「コミュニティ」という言葉も、世代間で感覚が違います。
- ・市民同士の協働については、別の条例や宣言の形をとった方がよいです。
- ・自治基本条例というベースがないために、各論で盛り込み過ぎています。何でもかんでも参画協働条例に入れてしまうと、参画協働に対して動きがとれなくなります。
- ・「コミュニティ」については2条で定義すると、定義だらけになります。条文には「コミュニティ活動」と書いておいて、逐条解説書に説明を記載すればどうでしょうか。

(市長が講すべき措置)

第17条 市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。
- (2) 毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。

<取組状況等>

- ・毎年、意見提出手続の実施予定、附属機関等の開催及び委員の公募予定等が市ホームページで公表されています。
- ・市の参画と協働の取組状況については、毎年取組状況報告書として取りまとめられ、市ホームページでの公表及び窓口での配架が行われています。

<検証結果>

制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要です。

<委員会意見>

- ・何のための取りまとめと公表なのかということを改めて検討する必要があります。情報が提供されれば関心や行動が変わり、推進されるという暗黙の前提があると思われますが、その情報は、誰に対して、どのような形で提供されれば推進されるのか、というここまで考えておく必要があります。
- ・全てを公表することが条例の目的ではなく、参画と協働を推進するという意味で、例えば市政に参画したいと思っている人に届くように公募の情報は必ず掲載する、その中でも専門性が高いものと市民生活の観点からの意見を聞きたいものに分ける、というようにその情報が誰に向けたものなのか、何がポイントなのかというところを改めて考えていく必要があります。
- ・市民の中で協働が認識され議論されることが大事です。例えば、未来づくりパートナー事業に応募しようと考えている団体の関係者が公表されている資料を見て、自分たちの取組がどのように協働に馴染むかを見分けることができるという点では有効です。
- ・行政のデータをオープンにすることで、それを見た市民が自由に色々な切り口から活用できるという意味でも情報公開は大事です。民間企業が自社の事業展開のためにデータを活用するというような切り口でもよいです。情報が少しでも関心がある人の目にとまるような形にいかにもっていくか、興味を持ってもらうかという視点をもって情報を出していく必要があります。

- ・毎年作成されている取組状況報告書は、参画協働の全体の状況が分かりやすくまとめられており、充実した資料内容になっています。分量が多く全員に配布できるものではないですが、ホームページで見ようと思えば自由に見ることができます。
- ・取組状況報告書の附属機関に関する取組状況については、経年的な増減の記載があるとよいです。会議の公開など目立った項目だけでも掲載すれば、取組がどれだけ進んだかが分かりやすくなります。
- ・市民同士の協働は把握しきれないので、市長が公表することもできません。
- ・2条で「市民同士の協働」を含めた場合、「市民同士の取組は当事者がそれぞれ公表することが望ましい」というような文言を加えるべきです。

(検証)

第18条 市長は、参画と協働の取組状況については、委員会の意見を聴いて、検証するものとする。

<取組状況等>

- ・当委員会を通じて、条例及び条例に基づく参画と協働の取組状況について評価検証が行われています。
- ・条例に基づく取組のうち、「意見提出手続・説明会等」と「協働事業提案手続（自由提案型・テーマ設定型）」については、当委員会が定めた評価基準に照らして、実施担当課又は提案団体の立会いのもと、個別評価を行っています。
- ・「附属機関等」については、条例の遵守状況を踏まえ、改善に向けた提言を行っています。
- ・「各課実施の協働事業」について、平成29年度以降、個別の評価検証は行われていません。
- ・「政策公募手続」及び「住民投票」は過去に実施された実績がなく、「政策提案手続」は平成24年度以降の採択実績がないことから、個別の評価検証は行われていません。

<検証結果>

条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はありません。

<委員会意見>

- ・この評価検証は、PDCAサイクルのCであり、次のAがなければサイクルが回りません。それを回すことが基本になるので、次に生かせるような形が必要です。
- ・第17条と同様に何のための検証なのかを考える必要があります。協働事業提案手続に関して言えば、補助金の使い道が適正であることの検証であると同時に、推進のための検証であるべきで、そこでは参加がキーワードになります。評価される側は評価の場面に入ってはいけないということがよく言われますが、何が評価されて、これから何をしていけばいいのかということをその人たちと一緒にになって考えられる場が必要です。講評は、市又は団体側で今後の活動に生かしてもらうためのものであり、これが無視されることのないように、講評を議論しながら直接伝えるということがあつてもよいです。
- ・協働事業提案手続のうち補助の要素が強い「地域力向上型」についても、公金が支出されるという意

味で効果の有無をきちんと評価すべきであり、結果はオープンにしていく必要があります。そうすることが市民の信頼を得ていくことにつながります。

- ・検証については、事業募集時に評価基準や評価項目を示したうえで行われるべきです。
- ・全件評価が必要なのは確かですが、一方で注目していない市民も多いです。委員会での評価に加えて、ホームページで関係資料の公表と意見聴取を行うという方法も考えられます。仮に批判的な意見が多く出てきたとしても、それだけ意識を持たれているということで、ポジティブに次の手を打てます。
- ・検証は実際に行われており、条文に問題はありません。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

<検証結果>

条文の内容は適正であり、条文改正の必要はありません。

<委員会意見>

- ・細かいところまで書けない場合、条例はこのような形になるので、特に問題はありません。

資料

◎見直しの必要性の有無一覧

条 文	改正の 必要性	運用見直し の必要性	備 考
第1条（目的）	—	—	
第2条（定義）	有	有	市民同士の協働について記載を検討
第3条（基本原則）	—	—	
第4条（市民等の役割）	有	有	シチズンシップを高める
第5条（市の機関の役割）	—	有	発信ツールと職員研修に工夫が必要
第6条（意見提出手続）	—	有	職員の意識を高める運営が必要
第7条（説明会等）	—	有	市民と市職員が対等にコミュニケーション
第8条（政策提案手続）	—	有	制度の仕組みや文言に問題はない。いかに活用するか。
第9条（政策公募手続）	—	有	
第10条（実施方法等）	—	有	
第11条（附属機関等）	—	有	附属機関の扱いについて整理
第12条（その他の措置）	—	有	市民参画による効果的な行政運営
第13条（住民投票）	—	—	
第14条（協働の推進）	—	有	協働を進めるためには、職員の育成が必要
第15条（協働事業提案手続）	—	有	市職員及び市民の意識を高めていく必要あり
第16条（コミュニティ活動の推進）	有	有	時代に合った文言に変更
第17条（市長が講ずべき措置）	有	有	市民同士の協働に対応した文言に変更
第18条（検証）	—	—	
第19条（委任）	—	—	

◎委員名簿（敬称略）

役 職	氏 名	区 分
会 長	直田 春夫	学識経験者
副会長	関 嘉寛	学識経験者
委 員	西明 直子	市内で活動する団体からの推薦
委 員	清水 明彦	市内で活動する団体からの推薦
委 員	廣田 瑞穂	市内で活動する団体からの推薦
委 員	荒木 信夫	市民
委 員	江草 淑訓	市民（公募）
委 員	岸岡 裕昭	市民（公募）

◎委員会開催状況

回	開催日	議 題
第1回	令和4年2月 8日	会長及び副会長の選任について、 参画に係る条文及び取組に関する検証
第2回	令和4年6月10日	協働の取組に関する検証①
第3回	令和4年11月4日	協働の取組に関する検証②、 その他の取組に関する検証
第4回	令和5年1月31日	条例改正及び取組の改善について (提言に向けた意見の整理) ①
第5回	令和5年4月25日	条例改正及び取組の改善について (提言に向けた意見の整理) ②
第6回	令和5年6月28日	条例の検証結果及び提言について